

5. 特定施設

5-1 騒音・振動特定施設の解説

特定施設の名称		騒音				振動		用途
		法		条例		法		
		番号	規模又は能力	番号	規模又は能力	番号	規模又は能力	
金属加工機械	圧延機械	①-イ	定格出力の合計が22.5KW以上のもの	-	-	-	-	常温あるいは高温で、回転する2本のロールの間に金属を通過させて塑性加工し、金属の板材、条材、形材、パイプ材等々をつくる機械
	製管機械	①-ロ	すべての施設	-	-	-	-	円筒素材に穴あけを行い、これを圧延して管をつくる機械
	ベンディングマシン (ロール式のものに限る)	①-ハ	定格出力の合計が3.75KW以上のもの	-	-	-	-	金属材料の曲げを行う機械
	液圧プレス (矯正プレスを除く)	①-ニ	すべての施設	-	-	①-イ	すべての施設	水又は油の液圧でプレスし、金属素材の成型等塑性加工を行う機械
	機械プレス	①-ホ	呼び加圧能力が294KN以上のもの	-	-	①-ロ	すべての施設	被加工物を押圧する力を機械的に発生するプレス機の総称
	せん断機	①-ヘ	定格出力が3.75KW以上のもの	-	-	①-ハ	定格出力が1KW以上のもの	一对のせん断刃が互いに閉じることによって、金属材料を切断する機械の総称
	鍛造機	①-ト	すべての施設	-	-	①-ニ	すべての施設	金属を加熱し、圧力を加えるか、たいてい成型する機械
	ワイヤーフォーミングマシン	①-チ	すべての施設	-	-	①-ホ	定格出力が37.5KW以上のもの	線材又は針金を加工する機械
	ブラスト (タンブラスト以外のものであって密閉式を除く)	①-リ	すべての施設	-	-	-	-	鉄片、砂等を鋳物等に向けて噴射し表面を清掃する機械
	タンブラー	①-ヌ	すべての施設	-	-	-	-	鋳物と多角形の鉄片とを胴体内で回転させ表面を清掃する機械
	やすり目立機	-	-	①-イ	すべての施設	-	-	刃の連続的な上下運動により、なめし鉄(棒)にやすり目を刻む機械
	旋盤	-	-	①-ロ	定格出力が3.75KW以上のもの	-	-	工作物を主軸とともに回転させ、往復台上にある刃物を前後左右に動かして切断する機械
	型削盤	-	-	①-ハ	-	-	-	小型工作物の平面を切削する機械(テーブルに工作物を取り付け刃物を往復させて切削を行う)
	平削盤	-	-	①-ニ	定格出力が7.5KW以上のもの	-	-	長大な平面を切削するのに用いる機械(水平に往復運動する台に工作物を固定し、台の往復ごとに運動方向に直角に刃を送って削る)
	金属研磨機 (移動式のものを除く)	-	-	①-ホ	すべての施設	-	-	磁石を工具刃先として、精密なもの若しくは硬い金属の加工をする機械
切断機 (条例名称：高速度切断機)	①-ル	砥石を用いるものに限る	①-ヘ	砥石を用いるものを除く	-	-	金属材料を高速回転する円板の刃に押しつけて切断する機械	
空気圧縮機及び送風機	②	定格出力が7.5KW以上のもの	②	定格出力が3.75KW以上から7.5KW未満のもの	-	-	送風機と圧縮機は、原理構造は同じであるが、割合に風圧が低いものが送風機で、数気圧の圧力を発生するのが圧縮機	
圧縮機	-	-	-	-	②	定格出力が7.5KW以上のもの	-	
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	③	定格出力が7.5KW以上のもの	-	-	③	定格出力が7.5KW以上のもの	[破砕機] 鉱山で鉱石の破砕、化学工場等における原料及び製品の粉砕に使用 [摩砕機] 鉱山、化学工場等で原料の細・微粉砕に使用 [ふるい、分級機] 鉱石粒等を粒の大小で分類するために使用	

特定施設の名称	騒音				振動		用途	
	法		条例		法			
	番号	規模又は能力	番号	規模又は能力	番号	規模又は能力		
織機 (原動機を用いるものに限る)	④	すべての施設	-		④	すべての施設	繊維糸を織物として織り上げる機械	
建設用資材製造機械	コンクリートプラント (気泡コンクリートプラントを除く)	⑤-イ	混練容量が0.45立方メートル以上のもの	-		-		コンクリートの材料を集合貯蔵し、所定配合量づつ計量してコンクリートミキサに投入混練してコンクリートを製造する設備
	アスファルトプラント	⑤-ロ	混練容量が200kg以上のもの	-		-		機械作業で骨材を過熱乾燥し、それとアスファルト溶液等を混合してアスファルト合材を生産する設備
	コンクリートブロックマシン	-		③	すべての施設	⑤	定格出力の合計が2.95KW以上のもの	練り混ぜられたコンクリートを型枠に入れ、振動を加えて土・建築用のブロックをつくる機械
	コンクリート管製造機械	-		-			定格出力の合計が10KW以上のもの	コンクリートを管又は柱状の型枠に流し込み、その型枠を長軸に沿って回転させ、その遠心力によって均質な柱及び管をつくる機械
	コンクリート柱製造機械	-		-			-	
穀物用製粉機 (ロール式のものに限る)	⑥	定格出力が7.5KW以上のもの	-		-		小麦等を粉砕する機械	
木材加工機械	ドラムバーカー	⑦-イ	すべての施設	-		⑥-イ	すべての施設	ドラムの中に原木を入れ、ドラムを回転させて樹皮を剥く機械
	チップパー	⑦-ロ	定格出力が2.25KW以上のもの	-		⑥-ロ	定格出力が2.2KW以上のもの	バーカーで皮むきした丸太をパルプ原料であるチップ(小削片)に切削する機械
	砕木機	⑦-ハ	すべての施設	-		-		砂岩等の円筒型砥石を回転させ、皮むきした丸太を押しつけて製紙用の木材粉をつくる機械
	帯のこ盤	⑦-ニ	定格出力が製材用15KW以上、木工用2.25KW以上のもの	④-イ	定格出力が木工用0.75KW以上から2.25KW未満のもの	-		エンドレスの帯状ののこを高速回転させ木材を切断する機械
	丸のこ盤	⑦-ホ		④-ロ		-		丸のこを高速回転させて木材を切断する機械
	かんな盤	⑦-ヘ	定格出力が2.25KW以上のもの	④-ハ	定格出力が0.75KW以上から2.25KW未満のもの	-		木材の凸凹の表面を平坦化する、塗装の面を削る機械
抄紙機	⑧	すべての施設	-		-		パルプ液を紙にすき、乾燥させる機械で、長いロール状となった紙が製造される。	
印刷機械 (原動機を用いるものに限る)	⑨	すべての施設	-		⑦	定格出力が2.2KW以上のもの	印刷版の表面にインキをつけ、版面の文字等を紙・布等に刷り写す機械	
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機を除く)	-		-		⑧	定格出力が30KW以上のもの	生ゴム、合成樹脂をロールで練りほぐし、そこへ加硫用の硫黄など種々の配合薬品を加え練りあげる機械	
合成樹脂射出成形機	⑩	すべての施設	-		⑨	すべての施設	加熱し溶けた合成樹脂を金型に射出し成型を行う機械	
鋳型造型機 (ジョルト式のものに限る)	⑪	すべての施設	-		⑩	すべての施設	鋳物砂を型に入れ振動・圧縮等で突き固め鋳型をつくる機械	
ダイカストマシン	-		⑤	すべての施設	-		アルミニウム、銅、亜鉛等及びそれらの合金を溶融したものを圧力によって金型に押し込んで鋳造する機械	
オンレートコンベア	-		⑥	すべての施設	-		未冷却鋳物を振動させながら運搬するコンベア	
電動発電機	-		⑦	すべての施設	-		交流電動機に直流発電機を直結させて運転し、交流を直流に交換する整流装置(鋳物溶解の熱源として使用)	

(注) 設置する機械が、どの特定施設に該当するかについては、日本標準商品分類を参考にしてください。